

インドネシア政府による年末年始期の新型コロナウイルス感染症対策の変更
(内務大臣指示の発出)

令和3年12月11日(総21第197号)
在デンパサール日本国総領事館

- 内務大臣は、本年12月24日から来年1月2日までの年末年始期における活動規制の内容を変更する内務大臣指示を発出しました。
- 有給休暇の取得延期や不要不急の遠出自粛の呼びかけは削除されましたが、公共交通機関による長距離移動については2回のワクチン接種完了が条件とされるなど、一部規制が厳格化されました。
- 同大臣指示の内容には不明な点も多く、各地方政府や関係省庁の今後の対応を注視する必要があります。

1. 12月9日、ティト内務大臣は、年末年始期の新型コロナウイルス感染症対策に係る活動規制の内容を変更する内務大臣指示(2021年第66号)を発出しました。この内務大臣指示によって、2021年12月24日から2022年1月2日までの期間における新たな措置が定められ、11月22日に発出された年末年始期の新型コロナウイルス感染症対策に関する内務大臣指示(2021年第62号)は失効しました。

2. この内務大臣指示では、有給休暇の取得延期や不要不急の遠出自粛の呼びかけは削除されましたが、公共交通機関による長距離移動については2回のワクチン接種完了が条件とされるなど、一部の規制が厳格化されました。他方で、同大臣指示の内容には不明な点も多く、各地方政府や関係省庁の今後の対応を注視する必要があります。なお、失効した11月22日付け内務大臣指示については、11月27日付け当館お知らせ(<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100264916.pdf>) のとおりです。

3. この内務大臣指示の主な内容は以下のとおりです。

- (1) インドネシア人労働者を含む外国からの入国を抑制する。公共の場所でのアプリ「PeduliLindungi」の使用を促進する。
- (2) 教会、礼拝施設、買い物を行う場所、観光施設における保健プロトコル実施の警戒・監視を強化する。
- (3) 文化・芸術・スポーツを含む感染を生じさせる可能性のある活動は、観客なしで実施する。クリスマス及び新年の祝賀行事ではない密を生じさせる可能性のある活動は、50人以下で実施する。
- (4) 広場(alun-alun)は12月31日から1月1日まで閉鎖する。
- (5) 他地域への移動にあたっては、アプリ「PeduliLindungi」を最大限活用する。

公共交通機関により長距離移動を行う場合には、以下の条件に従う。

ア 2回のワクチン接種を完了しており、出発前24時間以内の迅速抗原検査を行う。

イ ワクチン接種が未完了の者や健康上の理由でワクチン接種できない者は、長距離移動禁止。

ウ 公共交通機関による長距離移動の条件の詳細は、新型コロナウイルス対策ユニットが定める。

(6) 新年イベントの開催やショッピングモールの営業に関しては、以下に従う。

ア 密を避ける。

イ 密を発生させる可能性のあるパレードや年越しイベントの実施は禁止。

ウ ショッピングモールの出入りにはアプリ「PeduliLindungi」を使用し、アプリの表示が「緑」の者のみ入場可。

エ ショッピングモールでの年末年始の祝賀イベントの実施は禁止。

オ ショッピングモールの営業時間は午前9時から午後10時までとし、収容率75%までとする。

カ ショッピングモール内の飲食については、定員の75%まで。

(7) 観光施設に関する規定は以下のとおりとする。

ア バリ、バンドン、ボゴール、ジョグジャカルタ、マラン、スラバヤ、メダン等の人気の高い観光地においては、特に警戒を強化する。

イ 主要な観光地への訪問を管理するため、車両のナンバープレートの番号による偶数・奇数規制を適用する。

ウ 観光施設の出入りにはアプリ「PeduliLindungi」を使用し、アプリの表示が「緑」の者のみ入場可。

エ 入場者は収容率75%まで。

オ 密が生じるパーティーは禁止。

(8) 本大臣指示に規定のない事項は、地方首長が定めることができる。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。